

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十五日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第二十四号

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表議事事務局の項中「事務局長」を「事務局長 事務局長次長」に改め、同表町長部局の項中「室長」を「室長 次長」に改め、同表中

出納室	室長
-----	----

会計管理者部局	会計管理者 室長
---------	----------

改め、同表福寿館の項の次に次のように加える。

図書館	館長
-----	----

別表備考を次のように改める。

備考

1 この表中「町長部局」とは、府中町部、室及び課等設置条例（平成元年府中町条例第六号）第一条に規定する機関をいう。

2 町長部局の項中「主査（職員課）」とは、職員課に置かれる主査のうち、人事に関する事務を担当するものに限る。

3 この表中「会計管理者部局」とは、会計管理者及び出納室により構成される機関をいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。